

区域図 1/4

鶉野上町地区

県立フラワーセンター

確認

-7.2.21

魚倉池 兵庫県建築指導課



1/2500
0 50 125m

野田池

野田池

旅順池

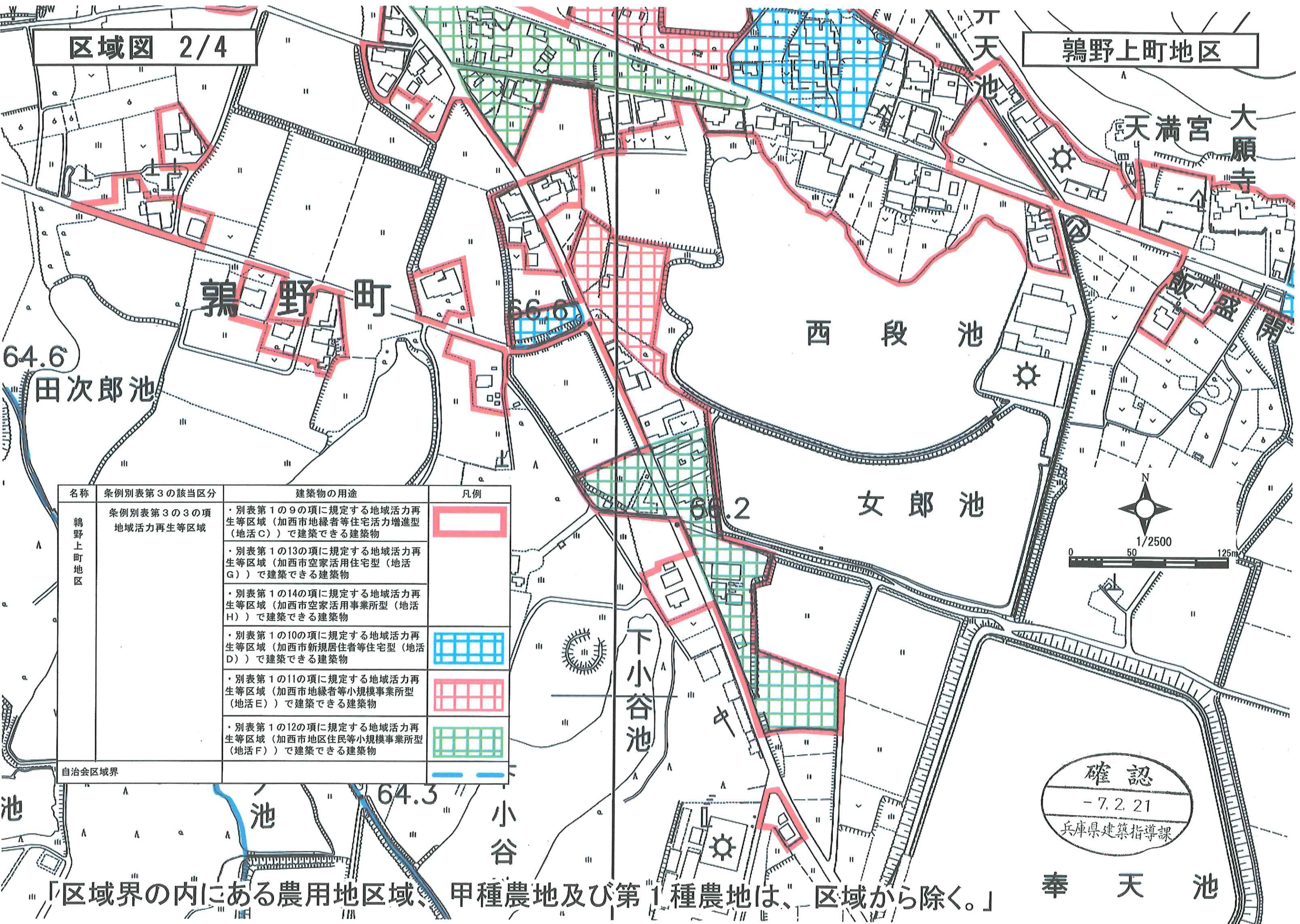
西田池

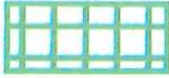
愛宕神社

宮前池

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鶉野上町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

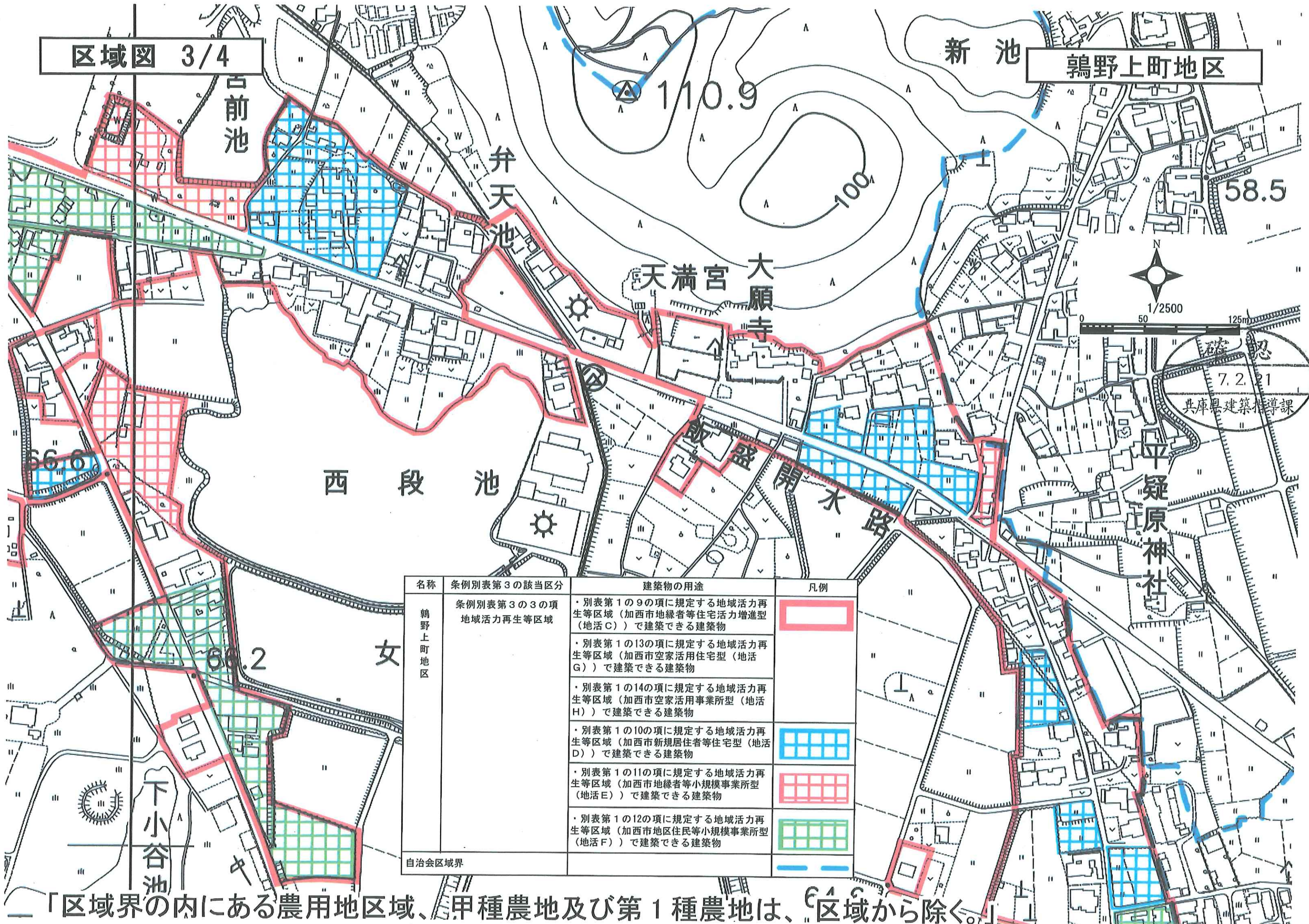
「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鵜野上町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

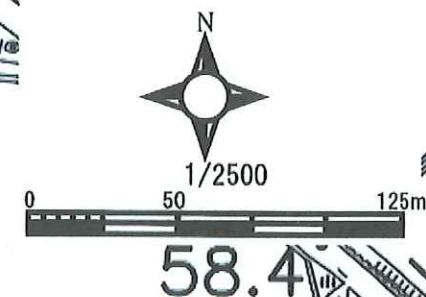
「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
- 7.2.21
兵庫県建築指導課



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鶉野上町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



奉天池

大池

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鵜野上町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
- 7.2.21
兵庫県建築指導課